

杉並区告示第 520号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者に指定し、杉並区日常生活用具給付等事業の手数料の徴収事務を委託する。

令和8年10月27日

杉並区長 岸本 聡子

記

- 1 受託者 亀楽株式会社
代表取締役 島野 忠雄
- 2 指定日及び委託日
指定日 令和8年10月27日
委託日 令和8年10月27日

3 連絡先

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話 03-3312-2111 内線 1175